

令和8年度栃木県訪問介護人材確保体制構築支援事業実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県訪問介護人材確保体制構築支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の訪問介護人材確保体制構築支援事業を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

人材不足が喫緊の課題である訪問介護サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組を、地域の特性等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護サービスの担い手の確保を図り、地域における必要な訪問介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。

3 対象事業所

県内に所在する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）とする。

4 補助基準額及び補助対象経費

別表のとおりとする。

なお、本事業の補助対象となる事業所ごとの補助額は、事業内容の実支出額と次に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。

5 提出書類

- (1) 本事業による補助を受けようとする者は、交付要領第3条に定める書類を提出するものとする。
- (2) 本事業にかかる実績報告を行おうとする者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の1月末日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和8(2026)年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和9(2027)年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 補助対象経費
<p>1 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援</p>	<p>30分未満の同行支援 1回につき2,500円 30分以上の同行支援 1回につき4,000円 （経験年数の短いヘルパー 1人につき30回まで）</p> <p>【中山間地域等に事業所が所在する場合】 30分未満の同行支援 1回につき3,500円 30分以上の同行支援 1回につき5,000円 （経験年数の短いヘルパー 1人につき30回まで）</p>	<p>事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同行支援に要した経費は、補助基準額を実支出額として算出するものとする。 ・同行時点でホームヘルパーとして勤務した年数が1年未満の者を補助対象とする。 ・同行支援とは、介護報酬上における訪問介護等業務の同行をいうものであり、運転等の単に移動のみを目的とする同行や介護保険外サービスの同行は補助対象とはならない。
<p>2 研修体制の構築の支援</p>	<p>1 事業所あたり10万円</p>	<p>ホームヘルパー希望者の裾野を拡大し、経験年数の短いホームヘルパーでも安心して働き続けられるよう、事業所が行うホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用、介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用を対象とする。 ・事業所が自らのホームヘルパー等に対して実施する研修に要する経費、外部研修の参加に要する経費のいずれも補助対象とする。 ・対象職種は、原則としてホームヘルパーとするが、ホームヘルパーの定着促進に繋がる研修と認められる場合にはヘルパー資格を持たない事務職員も対象とすることができるものとする。

<p>3 中山間地域等における採用活動の支援</p>	<p>1 事業所あたり30万円</p>	<p>中山間地域等に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費。</p> <ul style="list-style-type: none">・中山間地域等に所在する事業所で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費を対象とする。
----------------------------	---------------------	---